

# 家族の安心 国保加入で みんなが笑顔

保険年金課 ☎(88)9136

家族みんなが毎日健康で過ごせることが一番です。しかし、いつ病気やけがをするかは分かりません。国民健康保険(以下「国保」)はそのようなときのために、みんなでお金(国保税)を出し合い、お互いに助け合うための制度です。

## 「国民皆保険制度の基盤

わが国では、全ての人がいずれかの健康保険に加入しなければなりません。これを国民皆保険制度といい、国保はこの制度の基盤です。

これまで市町村単位で運営

していましたが、今年4月から都道府県と市町村の共同運営となりました。

## 加入は世帯単位で

国保の加入は、自営業者の人や退職して職場の健康保険を辞めた人などが対象です。

職場の健康保険に加入している人や、生活保護の受給者を除き、必ず国保に加入しなければなりません。

世帯単位で加入し、家族一人一人が被保険者になります。国保税を負担できない子どもなども被保険者になるため、国保税の納税義務者は世帯主になります。



健康のために、適度な運動を心掛けましょう(4月14日・ウォークinすかがわ～桜～)

## ●表1 医療費の自己負担割合

年 齢		負担割合
0～18歳 ※1		0割
18～69歳		3割
70～74歳 ※2	誕生日が昭和19年4月1日以前の人	1割
	誕生日が昭和19年4月2日以後の人	2割

※1 18歳に達した日以後最初の3月31日まで、子ども医療費助成制度により無料(食事療養費を除く)。  
※2 保険証のほかに「高齢受給者証」の提示が必要です。なお、現役並み所得者(高額療養費の説明を参照)は、3割負担となります。

## ●表2 高額療養費の自己負担限度額(月額)

### ◎70歳未満の人

区 分	所得要件(基礎控除後の所得 ※1)	3回まで(過去12か月まで)	4回目以降
上位所得者	ア 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	イ 600万円超～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般所得者	ウ 210万円超～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	エ 210万円以下	57,600円	
オ	住民税非課税世帯 ※2	35,400円	24,600円

※1 国保被保険者の総所得金額などから基礎控除額(33万円)を引いた後の所得の合計額。所得申告がなく所得判定のできないときは、「ア」の区分とみなされます。  
※2 世帯主と国保被保険者が住民税非課税の世帯

### ◎70歳以上75歳未満の人

所得区分	外来(個人ごと計算)	入院と外来(世帯単位)	
		現役並み所得者 ※1	一般所得者
現役並み所得者 ※1	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (過去12か月で4回目から: 44,400円)	57,600円 (過去12か月で4回目から: 44,400円)
一般所得者	14,000円 (年間上限144,400円)	24,600円	15,000円
低所得者Ⅱ ※2	8,000円	8,000円	15,000円
低所得者Ⅰ ※3			

※1 同一世帯に一定以上の所得(住民税課税所得が145万円以上)のある70歳以上の国保被保険者がいる人など。  
※2 世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人  
※3 世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得金額が「0円」の人。年金収入がある人はその収入額が「80万円以下」の人

くは保険年金課にお問い合わせください。

## 高額療養費資金貸付制度

高額療養費の支給が見込まれる人で、医療機関への支払いが困難なときは、申請により高額療養費支給見込み額の9割を限度として、医療費の貸し付けを受けることができます。

入院時の食事代 診療や薬に

掛かる費用とは別に、1食当たりの自己負担額が決まっています(表3を参照)。住民税非課税世帯の人は、標準負担額減額認定証、または限度額認定証(緑色)を入院するときに提示してください。なお、標準負担額減額認定証を受けずに入院したときは、後から申請することで差額の払い戻しを受けることもできます。

## ●表3 入院時の食事代の自己負担額

対象者の分類(所得区分など)	負担額
一般所得世帯(下記以外の人)	460円※5
一般所得世帯の ①指定難病患者 ②小児慢性特定疾病児童等 ③精神病床に入院している人 ※1	260円
市民税非課税世帯 ※2	90日までの入院
低所得者Ⅱ ※3	過去12ヶ月で90日を超える入院
低所得者Ⅰ ※4	100円

※1 平成28年3月31日現在、既に1年以上継続して入院している人(平成28年4月1日制度改正)  
※2 世帯主と70歳未満の国保被保険者が住民税非課税の人(高額区分「オ」の人)  
※3 世帯主と70歳以上の国保被保険者が住民税非課税の人  
※4 世帯主と70歳以上の国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得合計が「0円」の人。年金収入がある人はその収入額が「80万円以下」の人  
※5 平成30年4月1日より、360円から460円に引き上げ

## ●そのほかの給付

療養費※	急病などで、やむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき
	医師が治療上必要と認めたコルセット・ギブスなどの補装具を購入したとき
	医師の同意または指示で、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき
	骨折やねんざで保険診療を取り扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
	手術などで生血を輸血したとき(医師が必要と認めたとき)
出産育児一時金	海外渡航中に病気やけがの治療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)
	国保加入者が出産したとき、出生児1人に対し42万円を支給します(在胎週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象出産ではないときは、40万4千円)。妊娠85日以降であれば死産・流産でも支給します。
葬祭費	加入者が死亡したとき、申請により葬祭を行った人に5万円を支給します。

※申請が認められると、後から払い戻しを受けられます。

## ●国保で受けられない給付

病気と認められないとき	●健康診断、人間ドックや予防注射 ●美容整形や歯列矯正 ●正常な妊娠、経済上の理由による妊娠中絶
労災保険の対象になるとき	●仕事上のけがや病気
国保の給付が制限されるもの	●故意の犯罪や事故 ●けんかや泥酔などによる病気やけが ●医師や保険者の指示に従わなかったとき

平成30年度の国保税納税通知書の発送は、7月中旬を予定しています。国保税は、必ず納期限までに納めましょう。

## 忘れずに納期内納付を

国保に加入・脱退する日は実際に届け出をした日ではなく、社会保険などの資格を喪失した日、または取得した日が基準となります。退職や就職などで、国保に加入するときや脱退するとき、自動的に切り替わりませんので、14日以内に必ず届出をしてください。

## 退職や就職のときは必ず届け出を

## いつでも医療費助成制度

# 子育て家庭を応援!

いつでも課 ☎(88)8114

## 受給資格証を提示

助成を受けるためには、登録申請により発行された「受給資格証」を医療機関などで提示してください。

●子どもの健康保険証 ●印章  
●子どもの健康保険の扶養にしている保護者名義の預金通帳  
●保護者の個人番号が確認できる書類(通知カード・マイナンバーカードなど) ●窓口に来る人の本人確認ができる書類(運転免許証・パスポートなど)

登録内容が変わったら住所、氏名、子どもが加入する健康保険、振込先の金融機関などに変更があったときは、手続きが必要です。

再交付には、印章と子どもの健康保険証が必要です。

申請先 こども課、各市民サービスセンター

子どもたちの笑顔のために(4月5日・釈迦堂川ふれいあロード)



子どもたちの笑顔のために(4月5日・釈迦堂川ふれいあロード)